

# 議員全員協議会会議録

令和6年7月5日

宮古市議会

## 令和6年7月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(7月5日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
報告事項(1)	3
散 会	7

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時  
場 所

令和6年7月5日（金曜日） 午前10時00分  
議事堂 議場



事 件

〔報告事項〕

(1) 政治倫理審査会審査結果について

出席議員（18名）

1番	畠	山	智	章	君	3番	古	館	博	君	
4番	中	嶋	勝	司	君	5番	今	村	正	君	
6番	白	石	雅	一	君	7番	木	村	誠	君	
8番	西	村	昭	二	君	10番	小	島	直	也	君
11番	鳥	居		晋	君	13番	伊	藤	清	君	
14番	高	橋	秀	正	君	15番	工	藤	小百合	君	
17番	長	門	孝	則	君	18番	落	合	久	三	君
19番	松	本	尚	美	君	20番	田	中		尚	君
21番	竹	花	邦	彦	君	22番	橋	本	久	夫	君

欠席議員（2名）

2番	田	代	勝	久	君	16番	坂	本	悦	夫	君
----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

---

○

議会事務局出席者

事務局	長	前田	正浩	次	長	刈屋	巧
主	事	山本	誉				

## 開 会

午前10時00分 開会

○議長（橋本久夫君）

おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は18名でございます。会議は成立しております。

本日の案件は、報告事項1件となります。

○

<報告事項>（1）政治倫理審査会審査結果について

○議長（橋本久夫君）

報告事項の1、政治倫理審査会審査結果について、私のほうから報告をいたします。

政治倫理審査会結果の議長報告。

宮古市議会議員政治倫理条例第7条の規定により、田代勝久議員及び工藤小百合議員の事案2件について、政治倫理審査会に審査を付託しておりましたが、去る7月3日に田中委員長から審査結果の報告がございましたので、同条例第10条第2項の規定により議会に報告するとともに、その概要をホームページで公表いたします。報告書の全文はタブレットに配信しておりますので、御確認をお願いいたします。

審査結果につきましては、どちらの事案も、同条例第3条第1項第1号に規定する「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」との政治倫理基準に違反する行為であったと、全会一致で判断しております。なお、違反があったことで、どのような措置が必要かということに関しましては、同条例第8条の審査する事項に、必要な措置の明記がないことから、同条例にのっとり、審査会では、必要な措置を審査しないことを決めております。今後は、同条例第11条第1項の規定により、被請求議員自らが審査結果を尊重し、必要な措置を講じなければなりません。また、同条例第2項の規定により、被請求議員が自ら必要な措置を講じないときには、議会が必要な措置を講ずることになっております。

次に、同条例第10条第3項の規定では、被請求議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することが出来ます。弁明書の提出がある場合は、令和6年7月19日金曜日までに議長に提出してください。弁明書が提出されたときは、弁明書の全文またはその概要を公表いたします。

次に、審査会から付帯意見として、同条例における審査会委員定数、審査事項への必要な措置の明記、及び政治倫理基準へのハラスメントや威圧的な言動の明記などの検討を踏まえた同条例の一部見直しを協議する場の設置についての提言がありました。

なお、この報告書が提出されましたので、これをもちまして、審査会は解散となります。

さらにそのほか、7月3日に工藤議員から宮古市議会議員政治倫理審査会に対する意見書が、また、田代議員の事案における被害者の方から鳥居議員による不適切発言についての意見書が、議長及び政治倫理審査会委員長あてに提出がありましたので、皆様に情報を共有いたします。全文はタブレットに配信してありますので、御確認をお願いいたします。以上、私からの報告といたします。

この件について、皆様のほうから何かございますでしょうか。

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

私のほうから少し申し上げたいことがございます。

一番言いたいことは、審議不十分ということであります。人間の人格、人権まで否定するこのことは、名誉棄損と考えております。校長先生がお怒りになっているようだ、この言葉尻をとらえて、パワハラと決定したのは疑問に思います。校長先生から、パワハラという言葉は一切ありません。このことから、私工藤、副校長先生、校長先生、教育委員会、同席のもとに審議をしていただきたい。関係者が一堂に対面し、事実確認を行う必要があります。双方に誤解があるのであれば、誤解を払拭するための公正な審議会の運営を求めます。

今ちょっと、タブレット拝見したときにちょっと私と違うのがあったので、そこをちょっと訂正させていただきます。タブレットの中には、宇部校長が、身体的な接触はない、つつい後ずさりして外に出たという言葉があるのですが、私と対面してる校長先生が後ずさりして、外に出る。あり得ないじゃないですか。私は校長先生をどうぞお帰り下さいと戸を開けて送り出したんですよ。後ずさりして、私の家から外に出たことは一切ありません。この表現の仕方はどうなんですか。これは虚偽じゃないですか。やっぱり事実確認をして、ちゃんとしてもらいたい、そういう思いでいっぱいでございます。以上です。

○議長（橋本久夫君）

今、工藤議員のほうから、そのような発言がございました。そのことについての弁明も含めて、もし弁明書があれば、提出を願いたいと思います。

そのほか、ございますでしょうか。

落合議員。

○18番（落合久三君）

工藤議員の意見書に私の名前も載っていて、ちょっと事実と違うこともあるのと、それから私の思いを一言言う必要があるなどと思って今、手を挙げました。

まず最初に言いたいことは、工藤議員が意見書として上げた最後の、身近に起きた議員のパワーハラスメントの実態という表題の文書についてであります。確かに政治倫理委員会が終了後、ロビーで、私が鳥居議員を呼びとめて、大きい声を出した。それは間違いありません。その件に関しては、率直におわびしたいと思います。申し訳ありませんでした。

ただし、次の点もぜひ、鳥居議員には分かってほしいという思いで言いますが、その前に、工藤議員の意見書の算用数字の4、倫理委員会の開催請求を求めた落合久三議員の暴言と恫喝についてに関しての文書の中で、私が倫理委員会の会場で暴言を吐いたってという表現になっているのは、これは事実と違います。私は政治倫理委員会の会議には傍聴をしておりましたが、そこで大きい声を出したりとか、そういうことは一切しておりません。今述べたように、このハラスメントについてという文書のほうには正確に、倫理委員会終了後、ロビーにおいて、これはこっちが正しい内容であります。そのことを触れた上で、私が何で鳥居議員に声をかけて大きい声を出したかっていうことを一言、やっぱり触れる必要があると思います。

たしか6月13日だったか、校長先生が倫理委員会に案内をされて説明に来たときの第4回の倫理委員会だったか、1週間後の、ほぼ1週間後の6月20日の第5回倫理委員会の後だったか、ちょっと、いろいろ調べましたが、少しははっきりしませんでした。要するにこういう思いがあったからです。倫理委員会でいろんな議論をして、そのときに、賛否を問う議題になったときに、多くの議員が、8名の議員のうちほとんどの人が、兩名については倫理条例に違反するというふうに、そういう方向に流れていたと思います。そういうときに鳥居議員が違う意

見を言いました。存否については分からないという旨の発言をして、その根拠として、提案として、教育委員会との話し合いが必要だと思ふということを理由にされました。そのときに、他の委員長除く6名の委員全員が、その必要はないと。学校を代表して校長がじかに来て、丁寧に説明をしている。その校長先生の説明は当然、副校長との話し合いを整理をして、教育長、学校教育課長、教育部長、こういうメンバーで精査した上での発言だ。そういう意味で、その必要はないっていうのが、ほとんどの委員の意見だったと思います。そういう中で、鳥居議員だけが、いやまだ納得出来ない、教育委員会との話し合いが必要だというふうに発言したことに対して、私は非常に憤りを覚えました。鳥居議員は、私があつたときも言ったんですが、倫理条例第7条に基づいて、議長が議運に諮って、あなたも選任されたメンバーの1人ですよ。その任務の遂行に当たっては、公正適正に職務を遂行しなければならない、これは倫理条例の規定であります。その限りにおいて、所属会派のいわゆる縛り等に左右されることなく、倫理条例第3条の基準に照らして、当該議員の言動が、それに触れているかどうか、これを冷静に判断するために、あなたは委員に選ばれたんでしょう。ということが根底にあるわけでありまして。しかも、ほとんどの鳥居議員を除く全委員が、教育委員会との話し合いは必要がないという合意が得ているときに、なぜそこまで固執するのかっていうことが、私の中には非常に釈然としなかったことは本当であります。そういう意味で、会議が終わって、ロビーではありましたが、鳥居議員に足止めをさせて、副校長、校長、教育長、教育部長等が、話し合いをした上で、時系列的な文書メモを作成をして、議長に届けた。こうした流れ自体が、今回の事態の深刻さと重大性があるというふうに思わないほうがおかしい。そういう思いで私は請求人の代表になりました。あのメモは相当慎重に気を配って書かれた文書だと思います。今工藤委員が自ら言ったように、あの文書、メモ等の中に、また校長先生の説明の中には一切パワハラという言葉は使っておりません。倫理委員会もそういう判断はしてません。どこの文章にも書いてありません。ただ、個人的な意見として場外でそういうことを述べたかもしれません。しかしそれは公式の場での発言ではないというふうに私は思っております。そういう意味では、時系列的なメモっていうのは、工藤議員が言うように、この意見書の中で書いてありますが、当該違反行為を疑うに足る事実を証する証拠書類が、今度の請求には添付されていない。まるで検察裁判のような表現で言っていますが、この会議は裁判ではありません。そういう意味で、第6条では、倫理条例第6条では、これを証する資料を添えて提案しなさいっていうふうになっているんで、今の時点で、我々議員が、6名が言わば証拠と思える公式文書を添えて、倫理委員会の設置を要求したものであります。

鳥居議員は、私から見れば私的な思いに聞こえるかもしれませんが、同じ同郷の人間であり、私が先輩で鳥居議員は後輩であります。私は、ほかの同僚議員がいる前でも時々鳥居議員のことを気安く晋やんというふうに言い続けてまいりました。つい大きい声を出したのは、やっつけたくて言ったんではありません。鳥居議員が議長によって選任をされた倫理条例審査会の初めての委員に選任をされた、その任務を本当に全うしてもらいたい。そういう思いから、つい大きい声を出しました。大きい声を出したことは冒頭触れたように、本当に申し訳ありませんでした。このことを一言言いたかったわけでありまして。

○議長（橋本久夫君）

そのほかの皆様の方から何かございませんか。

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

竹花邦彦です。

工藤議員の方から、政倫審の田中委員長あてに意見書が提出をされたわけでありまして、私は工藤議員のこ

の意見書、非常に認識が、誤解という表現が正しいでしょうか、ちょっと誤った認識をしているなというふうに思っております。

その意見書の1のはじめにですね、政治倫理審査会設置そのものに根本に瑕疵がある、こう指摘がされているわけでありまして。その前段に、落合久三議員の主導のもとに設置をされたということを、多分、調査請求自体がね、どうだったのかということと言いたかったというふうには思いますけれども、審査会設置そのものが根本的に瑕疵がある。この認識は、これは誤りだということを私は指摘をしたいわけです。なぜならば、御案内のように、条例では、議員定数の4分の1以上の議員の請求があれば、審査会を設置をしなければならない、こうなっているわけでありまして。したがって、当然、議長が審査会を設置したのは、この条例に基づいて審査会が設置をされているわけです。まずこのことをですね、きちんと条例に基づいて審査会が設置をされたのだということは、しっかりと御認識をいただきたいというふうに思います。

また、その審査会の内容等について、様々、審査が不十分、あるいは、審査意見に対する御意見も述べられているわけでありまして、まず申し上げたいのは、その請求自体に問題があるということについては、当然、政倫審は、その請求の適否及び倫理基準違反の存否を審査をするというふうに、審査会の役割が明記をされておりますから、当然その請求の適否も含めて、審査がなされているということは、ぜひ工藤議員には御理解をいただかなきゃならない。その上で、審査会を全会一致で、工藤議員の事案についても、倫理基準に違反をしているという、こういう審査を、結果を報告をしたわけでありまして、審査会設置そのものが瑕疵があった、あるいは、審査会の審査内容が云々、こういうことについては、工藤議員の思いは思いとして、さっき冒頭の議長のほうから、必要であれば弁明書の提出をというお話があったわけでありまして、ぜひ、そういった意味では、審査会の内容等について、疑義があるのであれば、弁明書をしっかりと提出をして反論をしていただきたいというふうに思います。私のほうからは、先ほど申し上げたように、瑕疵があったと、そういうものではないということだけは申し上げさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

田中議員。

○20番（田中尚君）

本来であれば発言のつもりはなかったんですが、あえてこのような非常にきつい表現のですね、文書いただきますと、特に、審査委員会の委員長としてこの間、委員の皆様方に、様々な御苦勞をかけてまいりました委員長として、審査委員会そのものが、政治的、意図的な、言わばあたかも、工藤議員をおとしめるかのようなですね、作業に終わってるという御認識はいかがなものかということについては、その根拠の一部につきましては、竹花委員のほうからお話のあったとおりであります。

私は具体的に指摘をしたいと思うんですが、工藤議員がそもそも、今日、皆さんの御手元に配付されております意見書というふうな表題の文書ですね。我々はこの問題に限らず、公共団体は、いわゆる地方自治法にのっとって、言わばコンプライアンス、法令遵守主義が求められております。我々議会はその中で、条例に基づいて、こういうものを規定してあるわけでありまして。根底にあるのは、議会基本条例であります。その条例の効果にのっとった議会活動してるかどうかこれはまた別問題であります。しかしながら、我々が目指す議員、活動議会活動の方向はですね、一つにはやっぱり行政の監視機能、さらには住民の声を届ける、住民意思の反映をすることが、我々議会の最大の務めでありまして、その中の一つとして、そういう議会が求められております本来の役割、機能発揮するためにもですね、政治倫理審査条例を求めたという、制定を決めたという流れがありますの

で、工藤議員に私は求めたい部分は、工藤議員あなた自身が、この政治倫理条例を認めて、なおかつ当選後のひと月以内に誓約書を議長、議会あてに出して、この条例によって活動してまいりますという流れがあったということですね。その辺での御反省といえますか、御認識が受け止めがないなあというのは非常に遺憾であります。

なおかつ、丁寧に意見書を見ますとですね、例えば、今回の政倫審、設置請求の手續でありますけども、これ第6条に、どういうふうに書いてあるかといいますと、市民または議員は、第3条第1項、これは議論の余地がないところでありますが、この規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、これを証する資料という表現であります。工藤議員はあえて何か証拠資料というふうな文言を使っておりますけれども、工藤議員も含めて、我々議員が決めた条例の文言はですね、そういうことはありません。証する資料でありますから、そういった意味から言いますと落合議員及びほかの6人の議員さん方が提出された、教育委員会からの言わば報告資料ですかね、そういったものは文字どおり、私たちが制定しております条例の事務手續にのっとって、極めて正当な手續のもとに請求がなされたために、議長もそういう判断のもとに、政治倫理審査会の設置を決めたという経過をですね、重く受け止めていただきたい。そこはですね、我々の文字どおり、工藤議員さんもおっしゃっておりますけども、名誉に関わる問題だということを私は指摘をした上でですね、私の発言は終わります。以上です。

○議長（橋本久夫君）

そのほか、皆様のほうから何かございますか。

なければ、続いてですね、田代議員の事案における被害者の方から出されました鳥居晋議員による不適切発言についての意見書の取扱いについてでございますけれども、これは私のほうに一任をさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

では、この意見書の取扱いについては、議長の一任のもとで取り扱っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは皆様のほうから、ほかにないようでございますが、よろしいですか。はい。

それでは、その他に入ります。その他については、事務局のほうからあります。

前田事務局長。

○議会事務局長（前田正浩君）

お知らせが1件ございます。

第19回全国市議会議長会研究フォーラムが、盛岡で10月9日から10日までの2日間トーサイクラシックホール岩手、岩手県民会館で開催されます。申込み期限が来週7月12日金曜日、夕方5時までとなっております。申込み方法が少し複雑になっておりますので、その辺については、事務局に確認をしてほしいと思います。いずれ岩手大会を盛り上げるためにですね、全議員参加していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（橋本久夫君）

ではこれをもちまして、議員全員協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時25分 閉会

○

宮古市議会議長 橋本久夫